

平成20年10月7日

各 位

上場会社名 株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパン
代表者名 代表取締役社長 大澤 俊一
(コード 4296、大証ニッポ ンニューマーケットヘラクレス市場、スタンダード)
問合せ先 責任者役職名 取締役 財務・IR 担当
氏 名 吉村 一男
(TEL 03-5298-8100)

訴訟終了に関するお知らせ

当社は、平成20年10月7日付で、株式会社エクセル（東京都港区西新橋三丁目12番10号 代表取締役社長橋本善夫、以下「エクセル社」）との間で和解契約（以下「本和解契約」）を締結する至り、本和解契約に基づき同社及び日本ダイナミックシステム株式会社（東京都中央区銀座二丁目11番2号銀座2112ビル8階 代表取締役吉原亘）との間の訴訟（以下「本件訴訟」）を取下げにより終了することとなりましたので、お知らせします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至る経緯

(1) エクセル社は、平成17年3月30日付で締結された製品取引に関する合意書に基づき当社に対して支払った金1億5百万円の返還を求め、平成19年3月23日付で原状回復等請求訴訟（東京地方裁判所平成19年(ワ)第7222号原状回復等請求事件）を提起しました。当社は、上記合意書上の違反事由の不存在等を主張し、請求棄却を求めて争っておりました。裁判所は、平成20年9月18日、エクセル社に対する金1億5百万円及び遅延損害金（平成19年4月7日から支払済みまで年6分の割合）の支払いを当社に命じる判決（以下「本件判決」）を言渡しました（平成20年9月18日付「訴訟判決に関するお知らせ」参照）。

(2) 当社は、エクセル社との間で秘密保持契約および販売代理店契約を締結し、日本ダイナミックシステム株式会社との間で業務委託契約を締結しておりましたところ、平成19年5月31日、両社による当社の秘密情報の流用等が疑われることを理由として、両社に対して損害賠償等を求めて、本件訴訟を提起し（東京地方裁判所平成19年(ワ)第13697号不正競争損害賠償等請求事件）、裁判所による審理が行われておりました。

(3) 当社は、本件判決後、本件訴訟に関し今後見込まれる訴訟関連の費用の増大等を総合的に勘案し、又、早期の紛争解決のため、和解交渉の申し入れを行い、エクセル社と交渉を重ね、本日、下記2. の概要の本和解契約を締結いたしました。

2. 本和解契約の概要

(1) 当社は、エクセル社に対し、本件判決において認められた債権のうち総額金7000万円を分割して支払い、当該支払いが本和解契約の約定どおり全額行われた場合は、エクセル社は当社に対する本件判決において認められたその余の請求を放棄するものとする。

(2) 当社は本件判決に対する控訴をしないものとする。

(3) 当社は本件訴訟を本和解契約締結後3日以内に取り下げるものとする。

3. 今後の見通し

現時点では、本和解契約の締結が、当社の平成21年3月期の連結業績に及ぼす影響は軽微と見込んでおりますが、今後の経過の中で、適時開示が必要となる場合は、速やかに開示いたします。

以上